

議 事 録

第 16 期名護市農業委員会 第 4 回 総 会

平成 29 年 12 月 27 日 (水)

名護市農業委員会 第4回総会

開催日時 平成29年12月27日(水)午後4時～

開催場所 名護市役所 別館3階会議室(第1・第2・第3会議室)

出席委員(農業委員)

1番	岸本 信子	2番	長山 正敏	3番	前川 好男
4番	宮城 政喜	5番	比嘉 清隆	6番	具志堅 安盛
7番	野原 朝行	8番	名城 政幸	9番	比嘉 晴
10番	金城 達文	11番	川上 達也	12番	大城 正信

オブザーバー(農地利用最適化推進委員)

13番	欠席	14番	伊波 興助	15番	欠席
16番	上間 光成	17番	宮里 強	18番	玉城 政和
19番	欠席	20番	具志堅 興一	21番	欠席
22番	欠席	23番	平 智昭	24番	伊波 實
25番	宮城 直人				

欠席者 13番 野原 三喜郎 15番 比嘉 政昭
 19番 比嘉 勲 21番 塩浜 康允
 22番 山城 秀樹

議事録署名人 7番 野原 朝行 9番 比嘉 晴

書記 名護市農業委員会事務局 係長 比嘉 洋

議案 第17号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 第18号 農地転用事業計画変更承認申請について
 第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 第20号 農用地利用集積計画の意見決定について
 第21号 非農地証明願いについて
 報告 農地法第5条許可申請の取下げ願いについて
 報告 農地法第5条許可申請の取消し願いについて
 報告 農用地利用配分計画案に関する意見について

議長（８番） これより総会を進めさせていただきます。本日の議事録署名人は７番と９番の委員を指名しますので、よろしくお願ひします。また、書記には、事務局比嘉係長を指名いたします。

では、これより「第４回名護市農業委員会総会」を始めます。先ほど事務局から説明があったように、議案第２０号農用地利用集積計画に関する意見決定についてと報告の農用地利用配分計画案に関する意見についてから先に審議を進めていきたいと思いますがよろしいでしょうか。

委員 はい。

議長（８番） 議案第２０号農用地利用集積計画の意見決定について、事務局より説明をお願いします。

事務局 資料の９ページをご覧ください。平成２９年１２月１８日付で、名護市長から名護市農業委員会会長宛てに、農用地利用集積計画の決定についての依頼がありました。利用権設定者は、譲渡人７名。譲受人７名。設定筆数９筆、面積２６,７７６㎡。内 賃借権３筆、使用貸借権５筆、所有権移転１筆となっています。詳細については、１０ページをご覧ください。

１番と２番は、譲渡人●の●さんから譲受人●の●さんへ、１５年間の使用貸借権で、作物はマンゴーとなっています。稼動人員は１人。稼動日数は２５０日です。

３番、譲渡人●の●さんから、譲受人●の●さんへ、１０年間の使用貸借権で、作物はパイナップルとなっています。稼動人員は１人。稼動日数は２１０日です。

４番、譲渡人●の●さんから、譲受人●の●さんへ、５年間の使用貸借権で、作物はシークワサーとなっており、今後買い取る予定となっています。稼動人員は２人。稼動日数は２５０日です。

５番と６番は、譲渡人●の●さんから譲受人 沖縄県農業振興公社へ、１０年間の賃借権となっています。

７番、譲渡人●の●さんから、譲受人●の●さんへ、２０年間の使用貸借権で、作物はキクとなっております。稼動人員は２人。稼動日数は２５０日です。

８番、譲渡人●の●さんから、譲受人●の●さんへ、所有権移転で、作物は牧草となっております。稼動人員は１人。稼動日数は２５０日。現在建っている牛舎及び牛も含めた売買となっています。

９番、譲渡人●の●さんから、譲受人●の●さんへ、５年間の賃借権で、作物は野菜となっております。稼動人員は１人。稼動日数は２５０日です。

以上事務局としましては、いずれも農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を充たしていると考えます。

議長（８番） ただいま、事務局より説明がありました議案第２０号について質疑はございませんか。

委員 異議なし。

議長（８番） 異議なしとのことでもありますので、議案第 20 号農用地利用集積計画の意見決定については可決といたします。

議長（８番） 次に報告 農用地利用配分計画案に関する意見について、事務局説明をお願いします。

事務局 資料の 12 ページをご覧ください。以前に農地中間管理事業により、沖縄県農業振興公社が借受けていた農地の転貸先が決まりましたので、ご報告します。●● ●番地。転貸先は●の●さん。借受期間は、平成 28 年 6 月 1 日から平成 38 年 5 月 31 日までの 10 年間。作物はパインとなっています。報告は以上です。

議長（８番） 事務局から報告がありました。この件に関して、ご意見等ございますか。
委員 異議なし。

議長（８番） 異議なし。とのことですので、農地利用配分計画案に関する意見についての報告は以上とします。

議長（８番） 議案第 17 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局 資料 1 ページをご覧ください。
整理番号 1 番 ●● ●番地。農振農用地内で、面積が 813 m²。●の●さんから●の●さんへ。規模拡大のための有償移転となっています。従事者 1 名。稼働日数 250 日。計画作物は米です。
整理番号 2 番 ●● ●番地。農振農用地外で、面積が 259 m²。●の●さんから●の●さんへ。規模拡大を図るための有償移転となっています。従事者 2 名。稼働日数 150 日。計画作物は野菜です。
整理番号 3 番 ●● ●番地、●番地の 2 筆。農振農用地内で、2 筆合計面積が 15,044.2 m²。●の●さんから●の●さんへ。新規就農のための賃借権となっています。従事者 1 名。稼働日数 200 日。計画作物はコーヒーです。
整理番号 4 番 ●● ●番地、●番地、●番地、●番地、●番地、●● ●番地の 6 筆。●● ●番地以外は農振農用地内で、6 筆合計面積が 2,301 m²。●の●さんから●の●さんへ。規模拡大のための無償移転となっています。従事者 2 名。稼働日数 250 日。計画作物はサトウキビです。
事務局としましては、いずれも農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。

議長（８番） 事務局から説明がありました。議案第 17 号について質疑はございませんか。
委員 異議なし。

議長（８番） 質疑が無いようなので、議案第 17 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 はい。

議長（８番） 議案第 17 号整理番号 1 番から 4 番については可決といたします。

議長（８番） 議案第 18 号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、事務局説明をお願いします。

事務局 資料 3 ページをご覧ください。

整理番号 1 番と 2 番については、議案第 13 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、報告 農地法第 5 条許可申請の取下げ願いについて、報告 農地法第 5 条許可申請の取消し願いについてと関連しますので、後ほど 5 条許可申請において、一括して説明いたします。

整理番号 3 番は、●● ●番地、●番地の 2 筆。農振農用地外で、2 筆合計面積が 60.26 ㎡。●の●さんから●の●さんへ。看板製作用資材置場として、活用するもので、先の 10 月総会において許可相当としておりましたが、申請地は、昭和 61 年に住宅建築としてすでに許可を受けていたことがわかりました。そのため、県において保留とし、今回、事業計画の変更承認を得た上で、5 条許可を受ける予定となっております。

議長（８番） 事務局から説明がありました議案第 18 号について、1 番と 2 番は 5 条許可で一括して説明を受けますので、先に 3 番について質疑はございませんか。

委員 異議なし。

議長（８番） 異議が無いようなので、議案第 18 号農地転用許可後の事業計画変更承認申請についての可否については、後ほど一括してお諮りしてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

議長（８番） 異議なしとのことでありますので、後ほど一括して可否についてお諮りします。

議長（８番） 議案第 19 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について事務局説明をお願いします。

事務局 資料の 4 ページをご覧ください。

整理番号 1 番から 3 番は、先ほどの事業計画変更の 1 番と 2 番と同一の案件となっておりますので、一括して説明します。

所在地は、● ●番地、●番地、●番地、●番地、●番地、●番地、●番地、●番地、●番地の 9 筆で、9 筆合計面積が 2,862 ㎡。転用目的は、診療所及び薬局を建築するためとなっております。しかし、同申請地は、当初平成 27 年に駐車場として 5 条許可を受け、平成 28 年 4 月に診療所とするため、事業計画の変更及び 5 条許可を受けました。また、同年 10 月に事業計画の変更のため、再度、事業計画の変更及び 5 条許可を申請し、現在県にて審議中の案件となっていました。今回、建物配置、診療所用地等の計画内容を見直したため、県にて審議中の申請を取り下げ、すでに許可を得ていた申請を取り消すなど、それぞれ当初の状態に戻した上で、事業計画の変更及び 5 条許可を申請しているものです。

また、関連して 13 ページをご覧ください。報告の農地法第 5 条許可申請の取下げ願いについて。整理番号 1 番から 3 番は先ほど 5 条申請において説明いたしましたとおり、申請を取り下げて今回、再度、事業計画変更と 5 条許可を受けるものです。そして、整理番号 4 番については、申請を取り下げて事業計画から外しています。14 ページの整理番号 1 番は、報告の農地法第 5 条許可申請の取消しとなっています。

ただいま、説明いたしました報告の農地法第 5 条許可申請の取下げと取消し願いについて、議案第 18 号農地転用事業計画変更承認申請について、第 19 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請については、すべて関連していますので、一括してご審議願います。

5 ページに戻っていただきまして、整理番号 4 番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が 59 m²。●の●さんから(株)●へ。駐車場として活用するための所有権移転となっています。農地区分は、公益施設が連担している第 3 種農地となり、原則許可となっています。

整理番号 5 番 ●● ●番地、●番地の 2 筆。農振農用地外で 2 筆合計面積が 2,617 m²。●の●さんから●の●さんへ。貸資材置場として活用するための所有権移転となっています。農地区分は、市街地近接の 2 種農地で、一団の農地が 2.4ha。市街地に近い 10ha 未満の農地となっていますので、問題ないと考えます。

整理番号 6 番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が 507 m²。●の●さんから●の●さんへ。倉庫及び資材置場として活用するための所有権移転となっています。農地区分は、市街地近接の 2 種農地で、一団の農地が 0.2ha。市街地に近い 10ha 未満の農地となっていますので、問題ないと考えます。

整理番号 7 番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が 1,096 m²。●の●さんから(株)●へ。建売住宅を建築するための所有権移転となっています。農地区分は、市街地近接の 2 種農地で、一団の農地が 8.6ha。市街地に近い 10ha 未満の農地となっていますので、問題ないと考えます。

整理番号 8 番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が 102 m²。●の●さんから●の●さんへ。駐車場として活用するための所有権移転となっています。農地区分は、上下水道が埋設されている 4 m 以上の道路に接しており、500m 以内に公共施設が 2 つ以上ある第 3 種農地となっていますので、原則許可となっています。

整理番号 9 番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が 337 m²。●の●さんから●の●さんへ。山羊小屋を建築するための所有権移転となっています。農地区分は、その他 2 種農地で、一団の農地が 4.8ha。10ha 未満の農地となっていますので、問題ないと考えます。

整理番号 10 番 ● ●番地。農振農用地外で面積が 235 m²。●の●さんか

ら●の●さんへ。貸駐車場として活用するための所有権移転となっています。農地区分は、住宅施設や公益施設等が連担している第3種農地となっていますので、原則許可となっています。

整理番号 11 番 ● ●番地。農振農用地外で面積が 456 m²。●の●さんから●の●さんへ。駐車場として活用するための賃借権となっています。農地区分は、住宅施設や公益施設等が連担している第3種農地となっていますので、原則許可となっています。

整理番号 12 番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が 438 m²。●の●さんから(株)●へ。店舗兼簡易宿所を建築するための所有権移転となっています。農地区分は、市街地近接の2種農地で、一団の農地が 1.5ha。市街地に近い 10ha 未満の農地となっていますので、問題ないと考えます。

整理番号 13 番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が 36 m²。●の●さんから●の●さんへ。駐車場として活用するための所有権移転となっています。農地区分は、都市計画法上の用途地域が定められた3種農地で、原則許可となっています。

整理番号 14 番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が 84 m²。●(株)から●の●さんほか3名へ。宅地造成のための所有権移転となっています。農地区分は、都市計画法上の用途地域が定められた3種農地で、原則許可となっています。

議長(8番) 事務局から説明がありました議案第19号及び報告の農地法第5条許可申請の取下げと取消し願いについて、また、議案第18号農地転用事業計画変更承認申請について、すべてに関連していますので、一括して質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。

委員 異議なし。

議長(8番) 異議なし。とのことでありますので、議案第19号農地法第5条第1項の規定による許可申請についての整理番号1番から14番と議案第18号農地転用事業計画変更承認申請についての整理番号1番から3番について許可相当としてもよろしいでしょうか。また、報告のありました農地法第5条許可申請の取下げと取消し願いについても問題なしでよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

議長(8番) 議案第21号 非農地証明願いについて、職務代理が現場を確認していますので、報告させます。

委員(11番) 写真付きの現地確認調査書をご覧ください。12月21日に私(11番)と委員(3番)、事務局とで現地を確認しました。

整理番号1番 ● ●番地。状況としては、写真等で示したとおりです。申し立てとしましては、面積が非常に小さく畑としても収益が上げられず、今後農地として活用する予定もないため、地目を変更し処分したいとのことで

す。調査員の意見としましては、周囲を宅地に囲まれた小規模の農地であるが、農地として利用できないという客観的な状況は見られない。現地調査の結果、農地と判断します。

整理番号2番 ●●番地。状況としては、写真等で示したとおりです。申し立てとしましては、当該地は20年以上前に市道の一部として整備されおり、農地として利用できないとのことです。調査員の意見としましては、現況は道路であり今後農地としての利用は見込めない。現地調査の結果、非農地と判断しています。

整理番号3番 ●●番地、●番地の2筆。状況としては、写真等で示したとおりです。申し立てとしましては、傾斜地で30年以上耕作されていない。今後も農地としての利用は困難であるとのことです。調査員の意見としましては、土地の傾斜、周囲の状況から今後農地としての利用は見込めないと思われるため、現地調査の結果、非農地と判断しています。

整理番号4番 ●●番地、●番地の2筆。状況としては、写真等で示したとおりです。申し立てとしましては、50年以上前には家がありましたが、撤去して復帰の時は、農地のような状態になっていました。今後も農地として利用する予定がないため、非農地としてもらいたいとのことです。調査員の意見としましては、周辺には農地が広がっており、農地として利用できないという客観的な状況は見られない。現地調査の結果、農地と判断します。

議長（8番） 説明がありました議案第21号について質疑はございませんか。

委員 異議なし。

議長（8番） 異議なし。とのことでありますので、議案第21号非農地証明願いについては、整理番号1番と4番は否決とし、2番と3番を可決としてもよろしいでしょうか。

委員 はい。

議長（8番） 以上で本日の議案はすべて審議を終了しました。これをもちまして、第4回名護市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会会議規則第32条第3項の規定により署名押印する。

名護市農業委員会 議長(会長) 名城 政幸 印

署名委員 野原 朝行 印

署名委員 比 嘉 晴 印